

桑名西高等学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

1 登校日及び授業日における学校での対策

(1) 基本的な対策

- ・ 家庭において、登校前の検温、発熱・風邪症状時における自宅での休養を徹底するとともに、マスクの準備、十分な睡眠の確保、適度な運動等について指導する。
- ・ 生徒・教職員のマスクの着用、咳エチケット（マスクの着用、ティッシュ・ハンカチ等で口・鼻を覆う、袖で口・鼻を覆う）を徹底する。
- ・ こまめな手洗い（登校時、昼食前後、トイレの後、共用の教材等の使用前後など）を励行する。
- ・ 生徒が集まる場所や共用の教材・教具、情報機器等や、多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、用具など）を教職員が適切に消毒する。

(2) 教室での対策

- ・ 学年別登校日には、学級を2グループに分け、およそ20人以下で教室を使用したり、選択科目等は広い教室を使用するなど身体的距離を確保し、感染防止対策を徹底したうえで、授業を実施する。
- ・ 咳エチケットを徹底したうえで、生徒同士の距離を可能な限り1～2m以上保った座席の配置を行う。
- ・ 対面とならない形での教育活動を実施する。
- ・ 換気を徹底する。（気候上可能な限り常時、可能であれば2方向の窓を開放する。）

(3) 各教科等の指導における対策

- ・ 感染症対策を講じても感染の可能性が高いと考えられる以下の学習活動は当面行わない。下記活動が当面できないことを想定した指導順序の変更や指導計画を見直す。
 - 音楽科…狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動
 - 家庭科…調理等の実習
 - 体育科…密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動

2 登下校時の対策

- ・ 公共交通機関利用の生徒への指導（大声でしゃべらない、乗車後の手洗い、顔を触らない、触った場合は顔を洗う、マスクの着用）を徹底する。

3 生徒の感染が判明した場合及び発熱した場合等の対応

- ・ 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合、当該児童生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。
- ・ 後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。
- ・ 生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導するとともに、生徒・保護者が感染予防のため登校を見合わせる意向を示した場合も、無理に出席を求めることなく丁寧に対応する。
- ・ 上記の場合の出欠の扱いについては「出席停止」とし、指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

4 感染への不安を理由に欠席をした生徒への対応

- ・ 感染の恐れを理由とする欠席の意向が生徒や保護者から示された場合には、丁寧に聞き取り、「出席停止」として取り扱う。
- ・ 欠席をした生徒には、学習課題の提供、オンラインや電話により、登校日及び授業日の内容を伝達する。
- ・ 欠席をした生徒の様子や欠席理由を教職員間で適切に共有する。

5 感染者等、濃厚接触者等への偏見や差別、不確かな情報やデマへの対応

- ・ 感染症に対する偏見や差別はあってはならないことであり、適切な知識を基に指導する。
- ・ SNS等での不確かな情報や根拠のないデマ等に惑わされることなく、確かな情報に基づき行動できるよう、情報モラル教育を徹底する。

6 部活動

- ・ 引き続き5月31日まで休止とし、6月1日からの実施を可能とする。6月中に分散登校を実施する場合はその期間も休止とする。
- ・ 活動にあたっては、上記1の感染防止対策を徹底するとともに、生徒の体力低下が心配されるため、過度な負担のかからない活動とし、気温が高くなる時期でもあることから、十分な熱中症対策を講ずる。
- ・ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替える工夫をする。
- ・ 部活動ごとに練習時間や練習場所を分散させ、同一場所に人が密集しない環境とする。
- ・ 着替えは、更衣室を交代で利用したり、空き教室等を活用する。
- ・ 当面の間、活動は自校内で行い、対外試合、合同練習、演奏会等は実施しない。